

一般会計予算決算常任委員会  
民生福祉分科会記録

令和4年6月17日

【開催日】 令和4年6月17日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時50分

【出席委員】

分科会長	松尾数則	副分科会長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	川崎浩美	市民部次長兼環境課長	梅田智幸
市民部次長兼市民活動推進課長	河上雄治		
生活安全課長	山本満康	生活安全課課長補佐	平健太郎

【事務局出席者】

事務局次長	島津克則	庶務調査係書記	岡田靖仁
-------	------	---------	------

【審査内容】

- 1 議案第46号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について

---

午前10時 開会

---

松尾数則分科会長 それでは、ただいまから一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。今日は早朝から現地視察があり、お疲れ様でした。議案第46号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について審査を行います。まず、執行部に説明を求めます。

川崎市民部長 会期中で追加提出した案件は、建物所有者を確知できない特定空家等について、建物が非常に危険な状態であるため、早急に除却を行う必要があると判断したものです。当該物件につきましては、令和4年5月18日の空家等対策協議会で略式代執行の措置の方針が承認され、その後、除却に必要な経費算出に相応の時間を要したため、今定例会の当初の議案提出に間に合わず、追加提出となったものです。委員の皆様には日程を変更して御審査いただくことになり、大変お手数をお掛けいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。それでは、議案の内容について、担当課長から御説明します。

山本生活安全課長 この度実施しようとしている略式代執行について御説明します。お配りしている資料1ページを御覧ください。まず、「1 概要」ですが、建物所有者が確知できない特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき略式代執行を実施する関連経費として予算計上するものです。「2 対象となる建物・敷地」は、厚狭駅在来線口前のロータリーのそばに所在する鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積182.67平方メートル、敷地面積87.16平方メートル、昭和38年に建築された建物です。建物所有者は不存在で、建物は未登記、敷地所有者は山陽小野田市です。未登記の建物の所有者が不存在であることについてですが、当該建物に居住していた方は既に死亡、関係する相続人は全て相続放棄されています。次に、これまでの主な経緯ですが、平成30年10月に隣家から相談があり、所有者調査を開始しました。その後、令和2年1月に建物東側の外壁の一部が崩落し、注意喚起のため、コーンやバー等を設置、令和3年12月には建物南側の窓ガラスが一部崩落しました。令和4年4月には、屋上出入口のトタン屋根が飛散し、落下するおそれがあったため、緊急安全措置によりトタン屋根を撤去しました。その後、建物内部の立入調査を実施し、建物が非常に危険な状態であることを確認し、空家等対策協議会に特定空家等の認定について諮り、承認されました。5月には、空家

等対策協議会に設置している部会の委員が現地で建物の危険度等調査を行い、その結果を踏まえ、5月18日に開催した空家等対策協議会において略式代執行の措置の方針について承認されました。「4 略式代執行の判断基準」ですが、建物全体は非常に危険な状態であり、地域住民や通行者の安全を確保するため、行政代執行法を参酌し、早急に建物を除却して生活環境の保全を図る必要があることを確認し、その略式代執行の措置内容は、建物の除却として土間下までの解体、動産の処分として建物内の残置物の処分を空家等対策協議会において全会一致で御承認いただいております。今後のスケジュールについては、議決後、直ちに業者の選定作業に取り掛かり、まずは周辺の家屋調査を実施します。並行して、空家法第14条第10項に基づいて事前の公告を市役所及び出先機関の掲示板に掲出します。事前の公告は、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例施行規則第9条第2項の規定に基づきホームページにも掲載します。「7 措置等の費用」については、補正予算書で御説明します。補正予算書の5、6ページをお開きください。まず、ページ下段の歳出についてです。2款総務費、1項総務管理費、13目空家対策費について、8節旅費を3万2,000円、12節委託料を968万3,000円、14節工事請負費を2,831万4,000円それぞれ増額し、13目空家対策費の当初予算額2,848万6,000円を3,802万9,000円増額し、補正後予算額6,651万5,000円とするものです。続きまして、歳入についてです。ページ上段にある19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金につきましては、この度の補正の財源として繰り入れるものです。歳出補正額と同額の3,802万9,000円を計上しており、全額を市費対応としております。なお、資料の3ページ以降は、対象の建物の写真、7ページは空家法の該当規定、8ページは参酌した行政代執行法の規定です。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、議員から質疑を求めま

す。

山田伸幸委員 この建物は、かつて食堂又は旅館であったということなんですが、いつ頃まで営業していたんでしょうか。

山本生活安全課長 正確には確認できておりません。

奥良秀委員 資料の1ページ、「2 対象となる建物・敷地」で、敷地所有者は山陽小野田市ですが、建物の所有者は不明ということで、「(未登録)」と書いてあります。建物の税金はどのように管理していたんですか。

山本生活安全課長 所有者がいる間は課税されていましたが、生活安全課では納税の確認まではしておりません。

奥良秀委員 例えば、敷地所有者は山陽小野田市なので、建物を建てる時には、恐らく賃貸されたのかなという感じですが、いつまで貸していたという記録は残っていないんでしょうか。

川崎市民部長 市に残っている資料等をできる限り確認したんですが、あまり残っている資料がないのが現状です。分かる範囲では、昭和38年当時、厚狭駅前ロータリーの整備を進めていた旧山陽町と当時の建物所有者が、移転補償による土地の売買契約を交わしたようです。しかしながら、当時の建物所有者が土地代金を完済せず、その後、土地の賃貸借契約に取り替わっているという状況までは資料が残っておりました。詳細な資料が残っておらず、それ以上のことは不明です。

白井健一郎副分科会長 建物所有者について、全員が相続放棄した場合、所有者が不存在になることに間違いはないですか。

山本生活安全課長 登記されていない物件となるので、最終的に居住されてい

た方、そして、市と賃貸借契約を交わしていた方を所有者と特定しました。その所有者はもう他界しております。そのため、所有者の相続関係を全て調べていき、相続人が3人生存していることまでは確認しました。その3名全てが相続を放棄されていることから、所有権者は不存在となります。

白井健一郎副分科会長 本件のように危険な空き家、つまり、空家法上の特定空家等に認定されているような建物は、市内にどのぐらいあるんでしょうか。

山本生活安全課長 特定空家等に認定した建物が何件あるかにつきましては、今回略式代執行を実施しようとしているものを含めて、これまでに6件認定しています。令和2年度に3件認定し、そのうち1件は所有者と折衝した結果、所有者自らが解体されております。そして令和3年度に2件認定し、それから、今年度に当該物件を認定し、これまでに6件です。そのうち1件は既に解体されていて、更に1件は今から略式代執行によって除却をしようとしており、もし除却することができれば、特定空家等に認定しているものは残り4件になります。

白井健一郎副分科会長 略式代執行する要件を教えてください。本件建物のすぐ隣、数十センチメートル離れたところに人が住んでいる建物があるんですが、現地視察で説明を聞いたところ、「隣の家が危ないというだけでは要件を満たさない」ということでした。相隣関係は私人間に任せているということでしたが、隣の人からすると、特に本件のように建物所有者が不存在の場合には、行政に「何とかお願いします」と言いに来るのが普通だと思うんですが、そういうときにはどのように対応するのですか。

山本生活安全課長 相隣関係のみの空き家問題は、非常に難しい問題になります。国からのガイドライン、通知、Q&Aなどにも「相隣関係のみであ

った場合は、空家法の対象にはならない」と書いてあります。しかし、所有者を調べて、対応をお願いすることは行います。また、困っている方には、市で行っている無料の法律相談で法律の専門家に相談するようにアドバイスするなど、市でできる限りのことはしています。ただ、相隣関係のみとなると、空家法ではどうしようもないのが現状です。今回の空き家につきましては、相隣関係のみならず、前面が道路、隣が警察の連絡所となっており、人が多く通る公の道路なので、空家法に基づいて対応していくべき案件となっております。

奥良秀委員 法律的に分からないことがあるんです。例えば、敷地所有者が山陽小野田市で、建物所有者が不存在の建物が崩れた場合、誰が責任を問われるんですか。

山本生活安全課長 厳密に言うと土地所有者に責任はありません。建物所有者の責任にはなりません。ただ、建物所有者が不存在なので、訴える相手がない状態になります。しかし、例えば、市が何もせずに放置したために通行人に被害が出た場合、国家賠償法などで市が責任を問われる可能性はあります。

奥良秀委員 であるならば、「3 主な経緯」で、平成30年に相談を受けてから令和4年4月に緊急安全措置をされるまでにタイムラグがありますが、これが妥当であったのかについて、担当課長としての御意見はいかがでしょうか。

山本生活安全課長 なかなかお答えしづらいところではあるんですが、平成30年頃には、「まだそこまで危険ではない」という甘い認識を持っていたのは事実です。事務職員では建物の危険性を正確に計ることができなかったのも理由の一つです。しかし、その後、外壁のモルタルが落下したり、ガラスが落下したり、屋根が飛びそうになったりによって、徐々に詳細を調査していきました。遅かったと言われれば、遅かったのかも

しれません。最近になって、建築住宅課等々の協力を得ながら詳細に調査して、今回の措置に踏み切ったところです。

山田伸幸委員 現地視察資料について、建築住宅課主任技師がいろいろ書いておられて、評点も出されているんですが、結局、これは除却基準に適合しているのですか。

山本生活安全課長 住宅地区改良法施行規則中の判定表では、一番右の欄に評点結果がありまして、足すと100点以上になります。ただ、略式代執行により除却するか、しないかの判断について、「100点以上であればいい」と直接結びつけるのは難しいんです。建物の現状を建築士に見ていただいて、どの部分がどう悪いという詳細が書いている資料なので、何点以上あれば除却の対象で、何点以下であれば対象外とは、なかなか説明しづらいところです。

山田伸幸委員 頂いた表でいうと、最終的に不良度の判定基準は115点であったということですか。

山本生活安全課長 そのとおりです。

白井健一郎副分科会長 相続を放棄した場合、最初から相続が発生していないことになるので、相続放棄した人の子供に相続権が行きますね。本人から見ると孫に相続権が行きますね。その孫たちも相続放棄したことを確認されたということですか。

山本生活安全課長 戸籍謄本等を取り寄せて、全ての相続関係を調べました。また、空家等対策協議会において、「市職員が調べただけでは完全とは言えないかもしれない」という意見もあり、全ての資料を司法書士にお渡しし、確認していただきました。その結果、司法書士からも所有者が不存在であること、つまり相続関係がある人はいないということは确实

である旨の回答を得ています。

大井淳一郎委員 前々から言っておりますが、相続放棄したので相続財産に対して何もしなくていいことにはならず、一定の管理義務が生じるという旨の規定が民法にあると思うんですが、そういったことは3人の相続人に通知していないのですか。

山本生活安全課長 相続人に通知はしておりません。

大井淳一郎委員 今から審議していく全ての解体費を相続人に請求することは難しいかもしれませんが、現在施している緊急安全措置について、条例第11条第4項では「費用を請求できる」とあります。緊急安全措置について、相続人が一定の管理義務を怠ったとまでは申しませんが、未履行なので、その分は請求できるのではないかと思います。いかがですか。

山本生活安全課長 相続放棄は民法の規定です。相続放棄を裁判所に申述して、それが受理された場合には、初めから相続人にならなかったものとみなされます。その後、民法第940条に「相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。」と規定されています。民法の解釈の問題になりますが、そもそも相続しなかったものとみなされるので、建物をどうこうするほどの管理責任まではないと解釈しています。したがって、相続放棄された方々に対しては請求できないと解釈しているため、連絡もしておりません。

大井淳一郎委員 それはどうかと思います。先ほども申したように、建物の解体費用の全てを請求することは難しいと思います。しかし、緊急安全措置の網を掛けた程度の請求はできるのではないかと考えております。民

法の条文上、「自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない」となっており、相続放棄者にも管理義務はあると思いますので、きちんと調べていただき、請求できる範囲で請求するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

山本生活安全課長 改めて確認したいとは思いますが、これまでもいろいろ空家法や民法の解釈を調べましたし、空家等対策協議会においても、弁護士である委員にも確認してきましたが、「これについては請求できない」と言われていますので、請求できないものと解しています。

福田勝政委員 アスベストの関係で工法が難しいと聞いていますが、市内業者で解体可能でしょうか。

山本生活安全課長 市内業者の中から選定したいと考えています。

吉永美子委員 平成30年に隣家から相談があったということでした。今日、現地視察に行つて、やはり怖い思いをされてきたのであろうと感じました。相談を受け付けてからの経緯では、例えば、平成31年のことについては記載がありません。また、所有者の不存在を確認するまでに2年掛かっています。申し訳ないですが、きちんと対応されていたのか疑問が残りますので、経緯をもう少し詳しく教えてください。

山本生活安全課長 主な経緯のみを掲載しました。詳細を掲載しておらず、申し訳ありません。平成30年10月22日に相談を受け付けて、翌日に建物を見に行つて、そこから所有者の関係を調査しております。その間、毎日見ていたわけではないんですが、ほかの空き家の調査や交通安全関係などいろいろな業務で市内を回るがありますので、定期的に建物の確認はしていました。それから、隣家からの相談は年に数回ありましたので、その都度、対応してきたところですが、その辺りは経緯に記してありませんが、所有者の調査につきましては、相続関係がかなり広がっ

ておりましたので、その都度、他の市町村に公用請求で戸籍や住民票を取り寄せる作業が発生したため、時間が掛かりました。

吉永美子委員 年に数回御相談があったということで、ここに至るまでどんな思いでおられたのかを想像するところです。相談がある度にどのように御回答していたのか、説明してください。

山本生活安全課長 市が対応できること、そして、対応できないことを伝えてきました。それから、建物所有者が確知できないときは、調査中であることをお伝えしました。また、我々が設置したコーンやバーが傷んで、飛びそうになって、逆に迷惑を掛けることもありましたので、そういったことについても対応してきました。

川崎市民生活部長 補足で御説明します。平成30年に相談を受け付けてから、その翌日に調査を始めたと御説明しました。令和2年9月に建物所有者等が不存在であることを確知しました。令和2年11月開催の空家対策協議会に特定認定空家等の候補として御説明しましたが、そのときには協議会で、例えば、相続財産管理人制度などによる民事的解決を検討する必要があるのではないかとということで、この時点では認定を見送りました。令和3年度の空家等対策協議会においても認定を協議しましたが、その際もやはり民事的解決を優先すべきではないかという委員の御意見があり、認定には至らなかったという経緯があります。認定には至りませんでした。市としては、老朽危険空家等ということで、注視しておりましたし、その間、ガラスが落ちたなどの情報が入った際には、すぐに緊急安全措置等の対応に出向いて調査し、確認していたところです。令和3年末ぐらいから危険性を顕著に感じるようになり、令和4年4月に入って、特定空家等に認定して、早急に解体する方向で判断したというところです。

山田伸幸委員 単市で3,800万円も予算を立ててやろうという事業ですか

ら、なるべく支出が少なくなければいけないと思います。相続を放棄された時期はわかりますか。

山本生活安全課長 平成27年に所有者が亡くなって、お一人は平成28年12月に、もうお一人は平成29年1月に相続を放棄しており、亡くなってからそれほど期間がたたないうちにそれぞれ相続放棄をされているようです。

大井淳一郎委員 相続放棄ができるのは3か月以内なんです。相続が発生したことを知るのがそんなに遅いとは考えにくいんですが、いかがでしょうか。

山本生活安全課長 民法には「亡くなられてから3か月以内」と規定されていますが、財産の存在を知ってから3か月以内でも申述が受理されることがあります。今回の場合は、亡くなられてから3か月たった後に負の財産があったことを確認して、相続放棄の申述をされて、それが裁判所で受理されたのだと思われます。

山田伸幸委員 ということは、相続放棄せざるを得ない事情があったということですね。その辺りは個人のことでですから、なかなか踏み込むわけにいかないですが、大切な市の税金を投入するということであれば、少しでも負担が少ないように、例えば、先ほど言われた設置費用等の負担ぐらいは請求されてはどうかと思うんですが、そうされる御意思はないんでしょうか。

山本生活安全課長 先ほども答弁しましたが、相続放棄された方には請求できないと解しております。そのため、相続放棄された方に対して請求することはいたしません。

大井淳一郎委員 先ほどからそう言われているのは分かるんですけど、今一度

確認してください。協議会には、弁護士、司法書士等の法律の専門家がいますので、「解釈上できないからしない」ではなく、この事例において、緊急安全措置に講じた費用の請求ができるかどうかを確認してください。確認した上で、できないという判断になるかもしれませんが、確認はしていただけないでしょうか。

山本生活安全課長 改めて確認させていただきます。

松尾数則分科会長 改めて確認なんですか。これは協議会ですでに確認されているんですよね。

山本生活安全課長 以前、協議会において確認していただいたことがありますし、空家法、民法のいろいろな解釈の本も見ております。また、空き家の研修に行った際にも確認はしております。

福田勝政委員 除却後の土地の使い道は何かお考えがありますか。

川崎市民部長 その後の土地の利用について、ここは山陽小野田市の所有地ですので、市の市有財産活用検討委員会に諮っており、現在、当該委員の意見を聴取している段階です。

大井淳一郎委員 所有者を認定してから所有者不存在が確定するまでに、調査を開始してから2年掛かっているんです。所有者がこの方だと分かったのはいつなんですか。そこから2年掛かっているということですよ。

山本生活安全課長 所有者が亡くなられたのは平成27年で、生活安全課が空き家対策として調査を始めたのが平成30年からになります。

大井淳一郎委員 質問が悪かったので、再度お聞きします。平成30年10月に調査を開始しました。固定資産税を支払っているかは税務課が確認で

きますし、横の連携を取れば、すぐに誰が納税しているかは分かります。調べたら、その方はすでに亡くなっていて、そこから調査を開始したならば分かるんですが、調査開始から相続人の調査をするまでの時間があまりにも離れているんじゃないかと思って質問したんです。そこを教えてください。

山本生活安全課長 平成30年10月22日に、最初に隣家から生活安全課に対して相談を受けております。その翌日から調査を開始しています。調査のスタートラインは、まず、税務課固定資産税係に所有者情報の照会を掛けて、情報を得ます。そこから、その方の住所や戸籍等をどこに請求すれば入手できるのかを調査します。相談を受けた翌日から調査自体は開始しております。

白井健一郎副分科会長 令和4年5月に緊急安全措置として外壁飛散防止ネットを設置したんですね。見に行きましたが、本件の場合は建物東側だけに掛かっていました。東側ならその通行人に対する危険は軽減されるだろうと思われました。ネットを張ることで危険が一定程度軽減するならば、ほかの特定空家等にも既に防止ネットは張っていますか。

山本生活安全課長 ほかの特定空家等は、本件のように3階建ての高い建物ではありませんので、3階からコンクリートが落ちてくるような事案はありません。そのため、ほかにネットを張っている特定空家等はありません。ただ、道路等に倒壊する危険がありそうなものについては、コーンやバー等を設置して必要な注意喚起等を行っています。

白井健一郎副分科会長 緊急安全措置は、何を根拠に行っているのでしょうか。

山本生活安全課長 市空家条例第11条に緊急安全措置が規定されております。

山田伸幸委員 空き家に不審者等が入り込んで、そのまま居住するという問題

をよく聞きますが、今回はそういったことはなかったのでしょうか。

山本生活安全課長 当該空き家は、前面のバス停側の鍵が閉まっておりました。

また、2階の窓ガラスは落ちているものもあるんですが、1階は全て窓も閉まっておりましたので、不審者が侵入した形跡は確認しておりません。

山田伸幸委員 市役所職員は中に入って調査されているんですが、どうやって入ったんですか。

山本生活安全課長 法的に良いのか非常に微妙なところですが、裏側の扉が完全に施錠はされておらず、ロープでドアが結びつけられている状況でした。4月1日に実施した緊急安全措置の際に、屋上のトタン屋根が飛散しそう、落下しそうという状況でしたので、中に入らざるを得ないと判断して、裏側の扉のひもでくくってあるところを壊して中に入り、調査を行いました。今は入れないように封鎖していますので、不審者が容易に入れる状況ではないと考えております。

山田伸幸委員 今言われた措置は、弁護士に確認を取ったのでしょうか。

山本生活安全課長 立入調査につきましては、空家法第9条に特定空家の認定に係る立入調査が規定されています。我々は立入調査証を持っており、提示を求められた場合には提示しております。

奥良秀委員 資料2ページの「措置の内容」は「建物の除去（土間下までの解体）」となっていますが、土間下とはどの辺りですか。詳しく説明願います。

山本生活安全課長 今回の措置は、略式代執行によって行う措置なので、必要最低限度の危険箇所の除却が原則となります。そのため、基礎やくいは

残しても危険ではないので、残っている場合はそのままにして、建物の1階部分の土間、フロアの下までを除却するものになります。

奥良秀委員 今後の土地の利用促進を考えるとときに、売却の話も出てくるかもしれない。そのときには目に見えない地下構造物が残っているかどうかはきちんと説明されるようになっているのでしょうか。

山本生活安全課長 その辺りは、次にどうするかによって、また、2期工事になるのかどうかによって変わってくると思います。今回の略式代執行は土間下までの工事で、その後のことは次の使い方によって考えていくことになると思います。

大井淳一郎委員 建物除却にこれだけの費用が掛かっているのは、アスベストを考慮して行うため、また、工法にも難しさがあるためということでした。現地調査でも御説明いただいたんですが、なぜ費用がこれだけ掛かるのかについて、改めてこの場で説明してください。

山本生活安全課長 現在、外壁全体にアスベストを含有している建築材が多いと見込んでおります。それから、現地視察では中を御覧いただけなかったのですが、建物内の天井にもアスベストを含有しているボードが張られている可能性が高いと見込んでおります。それから壁材にもアスベストを含有した建材があると見込んでおります。特に外壁にアスベストが含有している場合、完全に封をして、吸引しながら削っていく、あるいは、溶剤で固めて、24時間以上置いてからそれを剥がしていくという難しい工法になると聞いております。それから、頑丈な建物であれば、重機を屋上に上げて、崩しながら降りてくるのが可能なんですけど、今回はそれをすると崩れる可能性があるということです。業者によっていろいろな手法があると思うんですけども、手で落としていく作業が非常に多くなることが想定されます。それから、隣との距離が一番狭いところで70センチメートルぐらいしかありません。通常足場が組めない

状況ですので、そこも手作業が多くなると思っております。それから、立地条件について、現地では御説明できなかったんですが、バス停側を封鎖するわけにはいきませんので、警察の連絡所の駐車場側から重機を入れて入ることになります。その場合、警察連絡所のフェンスを一旦撤去して、土地の高低差をなくすために埋めたり、鉄板を敷いたりという事前の作業も必要になります。当然、警察連絡所のフェンスをのければ、復旧をさせなければいけないので、通常解体工事よりも費用が掛かってしまいます。また、事前に外壁や天井のアスベスト検査を行う必要があると考えており、その結果によっては金額がかなり変わってきます。

大井淳一郎委員 難しい事情があり、費用も掛かるということは分かりました。では、解体は市内業者でも対応できるのか、それとも、市外業者でないと対応できないのか、お答えください。

山本生活安全課長 業者選定は監理室や築住宅課と相談しながら進めており、市内にも対応できる業者が複数ありますので、これまでの実績等々を見ながら選定していきたいと思っております。

大井淳一郎委員 選定方法は入札ですね。

山本生活安全課長 本来であれば入札にすべきですが、入札する場合は、事前に解体の設計をしなければなりません。解体の設計には半年ぐらい掛かってしまいますので、早急に除却するためにはどうすべきかを監理室と相談して、見積合せにより業者を選定したいと考えております。

奥良秀委員 除去の費用は、あくまでも概算であり、もしかすると、これより高額になる可能性があるということではよろしいですか。それともこれがマックスということですか。

山本生活安全課長 予算要求の額は、マックスの額だと考えております。アス

ベストを含んでいて、非常に難しい工法になった場合で計上しております。しかし、実際に天井等を確認してみたらもっと大変なものがあったという可能性もなくはないので、現在考えられ得るマックスの額で上げております。

福田勝政委員 資料6ページの写真は、いつ頃の写真ですか。

山本生活安全課長 今年の4月以降に建物の立入調査をした際に撮影した写真です。

福田勝政委員 左下の写真で、ドアに鍵が付いています。これは市が作ったんですか。

山本生活安全課長 最初から付けられていたものです。

福田勝政委員 右の写真に写っている畳は左の写真の畳に比べて新しい感じですが、最近まで誰かが住んでいたんじゃないですか。

山本生活安全課長 違って見えるのは写真の光の関係だと思います。右の写真の部屋は窓が空いていて、雨水も入っているところであったと思います。いずれにしても、10年近く人は住んでいない状態です。

山田伸幸委員 動産処分について、家の中で長期にわたって放置されているということは、衛生的にかなり問題があるものが多数出てくるんじゃないかと思います。例えば、畳などにはかなり虫が付くものですから、相当注意が必要だと思うんです。その点は何か考えておられますか。

山本生活安全課長 畳の処分については、建物の一部として解体工事に入ると思うんですが、残っている動産の中には非常に不衛生なものもあると思いますので、処分を行う業者とは、作業される方の安全第一で実施され

るように調整していきたいと考えております。

松尾数則分科会長 何か質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これで民生福祉分科会を終了いたします。お疲れ様でした。

---

午前10時50分 散会

---

令和4年（2022年）6月17日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 松 尾 数 則